

東京大学学術俯瞰講義

2007年度夏学期「社会から見たサステナビリティー平和・開発・人権」第9回
「自由権規約委員会はどんな活動をしているのか？」

自由権規約委員会は どんな活動をしているのか？

岩沢 雄司

東京大学法学部

国連自由権規約人権委員

条約体 (Treaty Bodies)

- 1 自由権規約委員会 (HRC)
- 2 社会権規約委員会 (CSECR)
- 3 人種差別撤廃委員会 (CERD)
- 4 女子差別撤廃委員会 (CEDAW)
- 5 拷問禁止委員会 (CAT)
- 6 児童権利委員会 (CRC)
- 7 (移住労働者権利委員会、CMW)
- 8 (強制失踪委員会——未設置)
- 9 (障害者権利委員会——未設置)

人権条約の実施措置

1 国家報告制度

- 主要人権条約すべて

2 個人通報制度

- 自由権規約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約、女子差別撤廃条約

3 調査制度

- 拷問禁止条約、女子差別撤廃条約

(4 国家通報制度)

- 自由権規約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約

自由権規約委員会の活動

- 1 国家報告制度
- 2 個人通報制度
- 3 一般的意見の策定

1 国家報告制度

報告書の例

- 日本
- アメリカ

国家報告制度

- NGOによる情報提供
- 「建設的対話」
社会権規約委員会の設置(1985年)
- 「総括所見」
懸念事項及び勧告——日本の例
拘束力はないが重要

2 個人通報制度

- 人権を侵害された個人が通報
- 書面審査
- 二段階の手続
 - (1) 「許容性」審査
 - (2) 「本案」審査
- 「許容性」の要件
 - 国内で救済手段を尽くすこと
 - 十分に根拠がある請求であること、など
- 「見解」
 - 判決の体裁。拘束力はない

個人通報例 —— ブレークス事件

- オランダの失業保険
- 既婚女性は自分が「家計の主たる担い手」であることを証明しない限り、7割しか給付されない
- 26条違反を認定
- ✓ 社会権（失業保険）に関する差別にも自由権規約26条が適用される



個人通報制度

- 自由権規約選択議定書の加盟国でのみ利用できる
- 日本は未加盟

3 一般的意見の策定

- 14条に関する一般的意見
- 個人通報や総括所見の経験に基づく
- 法的拘束力はない
- 規約の注釈として重要

The Treaty Bodies: Bringing Human Rights Home

条約体 —人権の実現—

東京大学学術俯瞰講義

2007年度夏学期「社会から見たサステナビリティー平和・開発・人権」第9回

「自由権規約委員会はどんな活動をしているのか？」

終

第3回講義

2007年6月12日(火)

16:20~17:50 教養学部18号館ホール